

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、
翌日の翌日)

目 次

◇ 告 示

地域総合整備資金の貸付金に係る償還金の徴収の事務の委託（商工指導課）

土地改良区の役員の就退任（農村整備課）

土地改良区の定款の変更の認可（〃）

基本測量の実施（管理課）

◇ 選管告示

政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に変更があった旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

◇ 公安告示

遊技機の型式の検定（防犯少年課）

告 示

鳥取県告示第四百五十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、地域総合整備資金の貸付金に係る償還金の徴収の事務を財団法人地域総合整備財団に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二年五月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり淀江町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成二年五月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

- | | | |
|----|---------|---------------|
| 理事 | 亀 山 大 吉 | 西伯郡淀江町大字淀江九〇七 |
| 〃 | 加 藤 弘 | 〃 |
| 〃 | 山 根 淳 | 〃 |
| 〃 | 吉 岡 要二郎 | 〃 |
| | | 大字富繁一三 |
| | | 大字西原六一〇 |

湊 秀雄	四八九	手島 欣一	一〇五一	野津 信久	大字稲吉八九一	山根 哲朗	八八	砂口 哲郎	六五	田中 巖	大字福頼二九七	松原 薫	大字平岡四四	山根 友義	大字富繁二一六	高西 悦郎	大字小波七八五	渡辺 豊	米子市泉四六八	青木 茂人	尾高一七一九	齊藤 優	西伯郡淀江町大字西原七一七	植田 一良	大字福井二二二	平成二年三月二十三日退任	就任した役員の氏名及び住所	理事	亀山 大吉	西伯郡淀江町大字淀江九〇七	山根 淳	大字富繁一三	湊 秀雄	大字西原四八九	手島 欣一	一〇五一	野津 文夫	大字稲吉一一二	野口 茂	一三四	森田 悦子	大字中西尾二四五	松原 薫	大字福頼二七三
------	-----	-------	------	-------	---------	-------	----	-------	----	------	---------	------	--------	-------	---------	-------	---------	------	---------	-------	--------	------	---------------	-------	---------	--------------	---------------	----	-------	---------------	------	--------	------	---------	-------	------	-------	---------	------	-----	-------	----------	------	---------

田中 巖	二九七	山根 友義	大字富繁二一六	高西 悦郎	大字小波七八五	青木 茂人	米子市尾高一七一九	加藤 弘	西伯郡淀江町大字西原九四九	吉岡 要二郎	六一〇	渡辺 豊	米子市泉四六八	齊藤 優	西伯郡淀江町大字西原七一七	植田 一良	大字福井二二二	平成二年四月一日就任	任期四年
------	-----	-------	---------	-------	---------	-------	-----------	------	---------------	--------	-----	------	---------	------	---------------	-------	---------	------------	------

鳥取県告示第四百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、米川土地改良区の定款の変更を平成二年四月二十六日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二年五月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百五十九号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定に基づ

き、建設省国土地理院長から基本測量を次のとおり実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二年五月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 基本測量（国土調査及び確定測量に伴う基準点測量）
- 二 作業期間 平成二年四月十六日から同年十二月二十日まで
- 三 作業地域 倉吉市、日野郡日南町、八頭郡八東町並びに東伯郡大栄町及び北条町

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の第二項の規定により告示する。

平成二年五月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
野田久良後援会	立石十七三	野田 義信	東伯郡北条町大字 土下一九二	平成二年三月二十日	その他政治団体
橋本豊後援会	松本 克	河崎 義人	東伯郡北条町大字 江北四五一―六八	"	"
浜田要太郎後援会	岸田 治雄	鈴木 泰典	東伯郡北条町大字 松神七一八	"	"
前田治司後援会	山本 武義	山本 正	東伯郡北条町大字 国坂六五―一	"	"
田村竹美後援会	大田英一郎	濱根良太郎	東伯郡北条町大字 弓原三七―一二	平成二年三月一日	"
本信紘一後援会	上田 哲男	太田 重栄	東伯郡北条町大字 下神七三六	平成二年三月二日	"
前田洋一郎後援会	日置 久寿	宇田川健治	東伯郡北条町大字 鳥六三九	平成二年三月五日	"
田熊巖後援会	田熊 宗保	田熊 勇	東伯郡北条町大字 米里三一九―一	平成二年三月六日	"
田中宏後援会	山中 衛	益田 晃	日野郡溝口町大字 五九二	平成二年三月七日	"
前田八郎後援会	沢山長太郎	茂藤 彰寿	東伯郡大栄町大字 原八五九	平成二年三月十六日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の第二項の規定により告示する。

平成二年五月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友松 五郎

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党鳥取県軽自動車支部	主たる事務所の所在地	鳥取市秋里二四六一四	鳥取市丸山町二二三三	平成二年三月九日	政党の支部
自由民主党米子市崎津支部	主たる事務所の所在地	米子市大崎一〇四三	米子市大崎一四一六	平成二年三月十五日	"
"	会計責任者の氏名	中村 徹也	柏尾 彰	"	"
"	代表者の氏名	小笹 良	角 博	"	"
野坂浩賢後援会	主たる事務所の所在地	米子市昭和町六八一	米子市加茂町二丁目一三八	平成二年三月十二日	その他政治団体
福田正臣後援会	代表者の氏名	安田 直記	徳岡 久義	平成二年三月十六日	"
"	会計責任者の氏名	山口健次郎	権代 実徳	"	"

鳥取県選挙管理委員会告示第三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二年五月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友松 五郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
自由民主党倉吉市連合支部	広吉 収	広吉 収	倉吉市堺町三丁目六三	平成二年一月九日	政党の支部
朝原辰雄後援会	石坂 孝義	坂根 忠	倉吉市西倉吉町一四	平成二年一月三十日	その他政治団体
藤谷正太郎後援会	玉木 久夫	菅谷源太郎	八頭郡智頭町大字野原二六	平成二年二月二十日	"
鳥取県吉村真事後援会	浜本 義郎	伊藤美作夫	鳥取市丸山町二四八一二	平成二年三月十九日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成二年五月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友松 五郎

政治団体の収支報告書の要旨

◎政党の支部		自由民主党倉吉市連合支部	
政治団体の名称	報告年月日	平成2年1月9日	
	(解散日)	平成元年12月31日)	
収入・支出の総額			
1 収入総額		0円	
2 支出総額		0円	
◎その他の政治団体			
政治団体の名称	朝原辰雄後援会		
報告年月日	平成2年1月31日		
(解散日)	平成元年12月31日)		
収入・支出の総額			
1 収入総額		0円	
2 支出総額		0円	
政治団体の名称	藤谷正太郎後援会		
報告年月日	平成2年2月26日		
(解散日)	平成元年12月31日)		
収入・支出の総額			
1 収入総額		0円	
2 支出総額		0円	

1 収入・支出の総額	41,410円
(1) 収入総額	41,410円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	41,410円
(2) 支出総額	41,410円
2 支出の内訳	
経常経費	
備品・消耗品費	27,200円
事務所費	14,210円
小計	41,410円
合計	41,410円

政治団体の名称	鳥取県古村真事後援会
報告年月日	平成2年3月19日
(解散日)	平成元年8月31日)
収入・支出の総額	
1 収入総額	0円
2 支出総額	0円

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十五号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成二年五月一日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ばちこ遊技機	ファイバーエリート	株式会社大同
	スナイパー	
	エンタープライズ	
	うちのボチ	
	エルラインA	